

# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
平成十八年度調理師試験の実施(四七二・健康推進課)……………	1
結核予防法による医療機関の指定(四七三・湯沢保健所)……………	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四七四・湯沢保健所)……………	1
優良図書等の推奨(四七五・県民文化政策課)……………	2
青少年に有害な図書類の指定(四七六・県民文化政策課)……………	2
青少年に有害な興行の指定(四七七・県民文化政策課)……………	2
農地保有合理化事業規程の承認(四七八・農林政策課)……………	2
漁業災害補償法による付保義務の発生(四七九・水産漁港課)……………	3
道路の供用開始(四八〇・道路課)……………	3
公告	
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………	3
県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)……………	3
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………	3

## 告 示

秋田県告示第四百七十二号  
 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)第三条の二第一項の規定により、次のとおり平成十八年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則(昭和三十四年秋田県規則第三十四号)第二条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

### 一 試験の日時及び場所

- (一) 日時  
 平成十八年八月二十三日(水)午後一時三十分から午後三時三十分まで

### (二) 場所

- 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁 正庁  
 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 大会議室

### (三) 試験科目

- 食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品衛生学及び調理理論  
 試験資格  
 平成十八年度調理師試験実施要領において定める。

### (四) 受験申し込みに必要な書類

- 受験願書 一通  
 添付書類  
 (一) 調理業務従事証明書 二通  
 (二) 卒業(修了)証明書又は卒業証書の写し 二通  
 卒業(修了)証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を二通添付すること。

### (三) 写真

- 受験願書提出前六月以内に脱帽で、上半身を正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもの一枚  
 封筒 二通(受験票及び試験結果を封書で送付するため) 封筒は、他の受験書類と共に配布する。封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記すること。住所が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。

### (四) 受験願書用紙の配布

- 期間及び時間  
 日曜日及び土曜日を除き、平成十八年六月十二日(月)から同年七月七日(金)までの午前九時から午後五時まで

### (五) 試験場

- 秋田県内の各地域振興局福祉環境部(保健所)、秋田市保健所

### (六) 受験願書の受付

- 期間及び時間  
 日曜日及び土曜日を除き、平成十八年六月二十九日(木)から同年七月七日(金)までの午前九時から午後五時まで

### (七) 住所

- 住所地を所管する地域振興局福祉環境部(保健所)。秋田

市の居住者は秋田市保健所。また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部(保健所)秋田市保健所は除く)とする。なお、原則として郵送による提出は認めない。

### (一) 受験手数料

- 六千円

### (二) 納入方法

- 受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

### (三) 合格者の発表

- 平成十八年九月六日(水)午前九時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部(保健所)及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、県ホームページ「美の国あきたネット」<http://www.pref.akita.lg.jp>「健康・福祉」にも合格者受験番号を掲載する。

### (四) 開示請求の受付

- 開示内容  
 科目別得点及び総合得点  
 期間及び時間  
 日曜日、土曜日及び祝祭日を除き、平成十八年九月六日(水)から同年十月五日(木)までの午前九時から午後五時まで

### (五) 試験場

- 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県健康福祉部健康推進課  
 試験についての問い合わせ先  
 秋田県健康福祉部健康推進課(電話〇一八 八六〇 一四二三)又は最寄りの地域振興局福祉環境部(保健所)、秋田市保健所

### (六) 秋田県告示第四百七十三号

- 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

### (七) 平成十八年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
湯沢ファミリー	湯沢市千石町四丁目一	平成十八年五月

調剤薬局

八

月一日

秋田県告示第四百七十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十八年五月二十三日
秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
有限会社あへ薬局	雄勝郡羽後町西馬音内字中野百七十四 二	平成十八年四月三十日

秋田県告示第四百七十五号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書として推奨する。
平成十八年五月二十三日
秋田県知事 寺田典城

推奨番号	図書名	発行所	推奨理由
九	ハッピー パーステ	金の星社	心理的虐待を犯してきた両親やいじめにあった子どもたちが、人と人との関わりを通じ、いくつもの殻を破りながら前向きに生きていこうと変わっていく様を描いており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。

秋田県告示第四百七十六号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十八年五月二十三日

から施行する。

平成十八年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	図書名	発行所	指定理由
一〇三九四	レディースコミック・タブー6月号	三和出版株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三九五	恋愛白書バスター6月号	宙出版	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三九六	恋愛天国パラダイス6月号	株式会社竹書房	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三九七	無敵恋愛S♡girl6月号	ぶんか社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三九八	月刊 劇漫スベシャル6月号	株式会社竹書房	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三九九	艶剣enken 15	株式会社海王社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四〇〇	実話ナックルズ6月号	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四〇一	パソコンパラダイス6月号	株式会社メディアアクセス	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四〇二	裏モノJAPAN6月号	鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四〇三	遊名人(YUMEIJI N) 11	有限会社アンチ・メディア	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第四百七十七号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十八年五月二十三日から施行する。
平成十八年五月二十三日
秋田県知事 寺田典城

映画

指定番号	題名	配給元	指定理由
六四四四	人妻学芸員 図書室の痴態で...	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激
六四四五	和服近親レズ 義母と襦袢娘	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激

六四四六	四十路の奥さん 痴漢に濡れて	オービー映画	し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四四七	全身と小指	ニューメディアエンターテインメント	し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四四八	乱姦調教 牝犬たちの肉宴	オービー映画	し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四四九	新日本映像ニュース人妻学芸員 図書室の痴態で...	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五〇	新日本映像ニュース和服近親レズ義母と襦袢娘	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五一	マルキ・ド・サドの調教 哲学	ニューセレクト	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五一	桃色仁義 姉御の白い肌	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五二	裸の三姉妹淫交	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五三	先生の奥さん したがり未亡人	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五四	愛より強く	エイベックエンタテインメント	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五五	萌えメイド 未成熟なご奉仕	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五六	熟妻交尾 下心のある老人	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五七	新日本映像ニュース 先生の奥さんしたがり未亡人	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五八	新日本映像ニュース 熟妻交尾 下心のある老人	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五九	新日本映像ニュース 熟妻交尾 下心のある老人	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六〇	ジョルジュ・バタイユ ママン	アットエントアインメント	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六一	弁護士の秘書 奥出してイカせて	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六二	母娘秘レシビ 抜かず喰い	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六三	ティント・プラスの白日夢	ニューセレクト	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六四	淫絶! 人妻をやる	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六五	昭和の女 団地に棲む人	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

六四六六	妻たち	
六四六七	俺たちの絆	
六四六八	新日本映像ニユース 昭和の女 団地に棲む人妻たち	新日本映像
		オーピー映画

秋田県告示第四百七十八号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七  
条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程を承  
認したので、同条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 農地保有合理化事業を行う者  
あきた北農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の実施地域  
大館市における農業振興地域の区域
- 三 農地保有合理化事業の種類  
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号、第三号及び第四号に掲げる事業
- 四 農地保有合理化事業規程を承認した日 平成十八年五月八日

秋田県告示第四百七十九号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法  
律第五百五十八号）第八十二条第二項に規定する特定第二号漁業者の  
同意について、同項に規定する要件に適合すると認めため、同  
条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定に基づ  
き、公示する。

平成十八年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

仁賀保加入区 総トン数十トン未満の漁船によりごち網、さし網  
若しくははえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする  
漁業

秋田県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定  
に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間		
道路の種類	路線名	区間
一般国道	百三十三号	鹿角市十和田大湯字土沢三八番 一三三から五三番五まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年五月二十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路課  
期間 平成十八年五月二十三日から同年六月五日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項  
の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更につい  
て、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告  
する。

平成十八年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 二ツ井町富根土地改良区  
認可年月日 平成十八年五月十六日
- 二 山本都市川堰土地改良区  
認可年月日 平成十八年五月十六日

次の県営土地改良事業につき、次のとおり完了したので、土地  
改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第三項  
の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県営土地改良事業（牧野安全寺二期地区一般農道整備事業  
（広域関連））  
完了年月日 平成十八年二月二十七日
- 二 県営土地改良事業（芝野地区ほ場整備事業（担い手育成型・  
区画整理型））  
完了年月日 平成十八年三月二十四日
- 三 県営土地改良事業（檜沢地区ため池等整備事業）  
完了年月日 平成十七年十二月二日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項

の規定により、仙北郡六郷町土地改良区から申請があつた定款変  
更について、平成十八年五月十六日認可したので、同条第三項の  
規定に基づき、公告する。

平成十八年五月二十三日

秋田県知事 寺田典城

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(062)876600  
FAX(062)876605  
E-mail:matsubarara@matsubararainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄